

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響に伴う県営水道料金の 引き下げを求める意見書

緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスの感染症の拡大は県民の命と健康、生活と営業に大きな影響を与えており、引き続き感染拡大を防ぎ、県民生活を支える万全の取り組みが必要とされています。

その中で現在、新型コロナウイルスの感染症の影響を受けている市民生活や事業活動の支援と積極的な手洗いの実施による感染予防を目的として、水道料金の減免に取り組む自治体が増えています。

水道料金の減免は自治体が行える固定経費の負担軽減策として、多くの県民から歓迎されており、影響が長期化する中でその拡充が求められています。

各自治体の施策を促進するため、県営水道においても緊急の水道料金引き下げを実施し、県民の負担軽減の一助とすることが望まれます。

よって以下の通り求めます。

記

1. 県営水道から水道水の供給を受けている各自治体からの徴収料金について、一定期間これを引き下げる緊急の措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年 6月18日

大和高田市議会